

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額 400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

五千万署名成功に全力をあげよう ..... 2

米・ソ首脳会談への基本視点 ..... 4

民営化から半年、NTT労働者はいま ..... 7

◇資料◇

三池 闘争の新局面 ..... 10

連載 『資本論』第一巻を読む15

単 純 な 価 値 形 態 (八) ..... 15

「労研センター」全国交流集会へのご案内 ..... 3

編集部だより ..... 3 読者からのおたより ..... 9

# 旬刊 社会通信

NO. 283

一九八五年二月二日

一九八五年二月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

## ■巻頭言

## 五千万署名成功に全力をあげよう

「国鉄分割・民営化」反対の五千万署名が、全国で取り組まれている。われわれは秋年闘争の最大の集中点であるこの「五千万署名」の成功に全力をあげなければならない。

反行革闘争の発火点として

「五千万署名」の成功とは何か。

第一に、「五千万」の勤労国民の意志を結集し、政府に脅威を与えることである。

第二に、国鉄「分割・民営化」攻撃Ⅱ国鉄「行革」のネライを全勤労国民に徹底的に暴露し、国鉄闘争を反行革闘争の発火点にすることである。

「第二の成功」なしには、「第一の成功」は、量的にも質的にも本当の威力を発揮できない。

したがって第一に、「五千万署名」の焦点は、たんなる経営形態の問題ではない。経営形態を前面に押し立てて行なわれている攻撃の具体的中身が、同時に問題にされなければならない。「経営形態」のみを問題にすることは、敵の官民分断という土俵に自分から上っていくことを意味する。

そして第二に、国労自身の闘いが不可欠の前提になる（もっとも、「五千万署名」が成功するかどうかにかかわらず、国労自身は闘わなければならないのではあるが）。自からが、国鉄当局や政府・財界に対決しなければ、国鉄闘争が反行革闘争の発火点やら中核になるということとは考えることすらできない。

第三に、したがって国鉄労働者が「五千万署名」の先頭に立つことが絶対に必要である。このことなしには、「五千万署名」の成功はない。

何を暴露し何を訴えるか

国鉄労働者は、職場・地域のオルグで何を訴えるべきか。

国鉄「分割・民営化」の攻撃が――、

財界には、国有財産とボロイもうけを

労働者には、首切りと労働条件切り下げを

地域住民には、足切りと生活破壊を

もたらず。このことを徹底して暴露する。

監理委員会「答申」がいいかげんなものであることは事実である。「分割・民営化」が国鉄破壊でしかないことは明白である。しかし彼らの当面の最大の課題はそこにはい。「遊休地売却」と「国労つぶし」、この二つこそが、「答申」の目玉である。したがって経営形態の良し悪しそれ自身が対決点なのではない。「経営形態の変更」を口実に、財界が膨大な国有地を私することが、重大な対決点なのである（しかも財界が支払う額の大半は、「累積債務の返還」という形で財界の手元に帰ってくる）。

「経営形態」の良し悪し論のみに目を奪われてはならない。問題は、「経営形態の変更」そのものにあるのではなく、それを口実にして何がなされようとしているかにある。

財界に対してとウラハラに、国鉄労働者と家族には、首切りと労働条件の切り下げという生活破壊の攻撃が、現在進行中である。この攻撃は、国鉄労働者と家族全員が体験している攻撃である。しかしその実態はあまりにも知らされていない。「低成長」の中で雇用情勢が厳しい今日、職場を追われることが何を意味するか、率直に訴えよう。国鉄の管理者が労働者をどれほど非人間的に扱っているか、具体的に知ってもらおう。

地域住民の「足」切り、生活破壊もすすんでいる。国鉄労働者が抵抗力を削がれれば、「足」破壊のテンポが早まることは必至である。監理委員会は「分割・民営化」でローカル線を維持するなど言っているが、第三次廃止対象線区一三線区の切り捨てが「答申」の前提となっている事実を忘れてはならない。「分割・民営化」の条件作りの一環として、第一次、第二次の廃止対象線区四〇線三一線区は、今以上の厳しい切り捨て攻撃にさらされているのである。

これら国鉄労働者の首と地域住民の足の切り捨ては、すべて国家財政の負担軽減をもたらし、結局は、軍事費突出等のルートを通して、財界を富ませることになる。財界はここでもボロクもうけようとしている。

われわれは財界のもうけのために犠牲になるのはもうゴメンだ。国鉄「分割・民営化」に反対して闘おうではないか。あらゆる勤労国民に犠牲を強いる行革攻撃に反対して闘おうではないか。そう訴えてゆこう。

## 「労研センター」全国交流会へのご案内

「労働運動の右翼再編阻止、総評の階級的再生・強化」、これが労研センターのスローガンだ。労研センターが発足して今年で三年目。第二回全国活動家交流会を来る一二月一日から二日までの二日間、熱海の岡本ホテルで開く。

労戦の右翼再編はいよいよ正念場。労研センターの活動ぶりはすでに周知だ。仲間のみなさんの参加を呼びかけたい。

会議の内容は「情勢および基調報告」（岩井代表幹事）、「労戦統一問題の現状と総評の対応」（吉岡代表幹事）、「国鉄闘争の現状と問題点」「八六春闘強化の課題と問題点」「労研センターの活動のすすめ方」「地方労研センターの活動をどう強めるか」というもの。他に記念講演「政治情勢の特徴」（山川暁夫幹事）、四つの分科会がもたれる。

参加希望の方は岩井事務所（〇三一二八一―一八三）にお申し込みいただきたい。

### ◇編集部だよ◇

▽読書週間のある日の出来事。本屋のオヤジ曰く。「売れる本はゴミみたいな本ばかり。固い本を買ってくれるお客さんに出会うとホッとす。商売やってたかいたった」と。  
▽「フライデー、フォークスなんてスキヤンダル雑誌だからね」電車でもスポーツ紙と漫画ばかり。「成熟」した日本？「知は力なり」の格言を実行したいものだ。

## 米・ソ首脳会談への基本視点

### 米ソ首脳会談の背景知識

一月一九日、二〇日、ジュネーブで、ゴルバチョフ・レーガン会談が開かれる。目下これに向けて、最後の詰めがおこなわれている。これは平和を望む総ての国民にとつて、大きな期待をもたらす出来事である。そこで以下では、会談を取り囲むバックグラウンドと、それにむけての米ソの動きを取り上げて分析してみよう。

### 米の対ソ核戦略

第二次世界大戦において米ソが連合してドイツ・ファシズムおよび日本軍国主義と戦った事実は、米国では、ともすればわすれがちである。それもそのはず、アメリカは、大戦が終われば次ぎはソ連を攻撃する番だと考えていた。一九四二年九月、核兵器開発に関する米国の秘密計画が、「マンハッタン計画」の名のもとでスタートを切った。このプロジェクトの指導者であるグローブス将軍は、計画終了後、米議会の委員会で、核兵器開発の意図を次のように説明した。「マンハッタン計画の指導を引き受けて既に二週間後には、私は、敵がロシアであり、それを前提としてこの計画が推進されているということに疑いを持たなかった。」

最近アメリカで公表された米国政府のかつての機密文書も、このような意図を見事に裏付けている。すなわち、一九四五年八月の広島、長崎への原爆投下直後から、一九五七年にかけて、さまざまな対ソ原爆攻撃の計画が立案されていた。一番有名なのは、「ドロップ・ショット」と命名されたNATOの対ソ核攻撃計画である。

このような核独占を背景にした「核の恐喝」に対抗するために、大戦で二千万人を失い、戦後の復興に全力を注いでいたソ連は、米の具体的な侵略的意図から自国を守るために、原爆開発を余儀なくされた。かくしてソ連は一九四九年八月二十八日、「もはや原爆は米国のみの秘密ではなくなった」と声明した。

その後、ソ連は核兵器を始めとする軍縮提案をたびたび打ち出してきたが、米国の軍事政策の基調は対ソ軍事優位の達成であり、米国は次々に新兵器を開発し、ソ連は対米軍事バランスを崩さないための対抗措置を実施してきた。

これが、アメリカによって始められた米ソ軍拡競争のアウトラインであり、広島、長崎以降、米国が核兵器の使用を思い止どまってきた背景には、米ソ間の核の均衡という要因が存在したことは否めない。付け加えると、ソ連はこの均衡レベルダウンに向けて双方が歩み寄ることこそが米ソの相互安全保障、世界平和の実現につながると主張してきた。

### 最近のソ連の動き

すでに一九八二年以来、ソ連は核兵器先制不使用を宣言しており、ゴルバチョフ指導部においても矢張り早に軍縮イニシアチブが打ち出されている。たとえば、ソ連は、広島の悲劇から四〇周年にあたる本年八月六日から十二月いっぱいにかけての核実験全面停止を宣言した。アメリカが核実験を控えるなら、この核実験凍結措置の期間は延長されると言うことである。ところが、残念ながら、米国はこれに核実験実施で答えた。そのさい、米国は「積極的な提案」をしてきた。この核実験にソ連側オプザバーを招待したいということであった。ソ連は拒否した。オプザバーを派遣すること自体が、核実験肯定を意味

するからだ。

その後ソ連は、衛星攻撃兵器（ASAT）の実験禁止を米側に呼び掛けたが、アメリカはこれに実験強行で答えた。ASAT自体がアメリカのスターウォーズ計画の一環をなすものであるゆえ、レーガン政権は宇宙軍事化の危険な一歩を踏み出したと言わねばならぬ。

一〇月始め、パリを訪れたゴルバチョフ書記長は、攻撃用宇宙軍備の完全禁止と、相手側の領土に到達するソ連と米国の核軍備の五〇%という抜本的な削減についての具体的な提案をおこなった。当面やるべきことはやったという感じであり、ボールはアメリカ側のコートにある。

### レーガンの国連演説

一〇月二四日に行なわれた米大統領の国連総会演説でソ連の和平攻勢に対する米国の強い反撃が予想されていたが、肩すかしに終わってしまった。軍縮提案を出す代わりに、レーガンは、地域紛争解決を目玉にした。この地域とはカンボジア、アフガニスタン、エチオピア、アンゴラ、ニカラグアとされている。いずれもアメリカ帝国主義の気にならない政権が活動している国だ。しかも、アフガニスタン反政府ゲリラに対するCIAの武器供与や軍事訓練、またニカラグアでの反政府勢力の支援などを見れば分かる通り、米国ほど公然と国際的なテロリズムを実行している国はない。アンゴラへは米国に後押しされた南アフリカ共和国軍が侵入したし、米軍のグレナダ侵攻も意図的に外されている。アメリカの狙いは明白だ。核軍縮、宇宙の非軍事化という全人類的な課題から身をかわし、国際世論の注意を地域紛争のほうへそらそうというわけだ。

### 米ソ首脳会談を前にして

一〇月三十一日、レーガンは、米大統領としては久しぶりに、ソ連人記者と会見し「米国は攻撃核兵器を全廃するまでSDIを配備するつもりはない」と述べた。ところがホワイトハウスはただちにこの発言の打ち消しにかかり、SDI強行の意志を確認し、大統領も十一月六日、これを追認した。ソ連側が人類の命運を左右する焦眉の問題としている宇宙軍拡について、米国政権がかくも大きな振幅を見せていることは重大である。

また、ワインバーガー米国防長官は二月四日、「他の問題を考えず、ただ軍縮面での合意さえ得られればよいとする考え方」に対して鋭く警告した。これは米政権内での軍縮推進派と反対派の抗争を裏付けるものであり、今後なんらかの米ソ合意が成立したとしても、いつなるときタカ派の巻き返しが始まるか分からないという不安定要因の存在をうかがわせるものである。

さらに、十一月九日、対ソ向けラジオ演説でレーガン大統領は、「ソ連と他の東側諸国が、SDI実施の結果、攻撃核兵器の無力化を理解すれば、核兵器の削減に向かうことができるようになるだろう」と語った。これこそ回りくどいプロセスではないか！もし核兵器削減の意志が本当にあるなら、わざわざSDIを実現した後といわず、いますぐソ連と核廃絶へ向けて交渉し、合意を達成してはいかがが？ それをしないのは、やはりSDIには全く別の意図が隠されているからではなからうか？ 対ソ軍事優位の達成という意図が……

### ABM条約とは？

米のSDI（戦略防衛構想、いわゆるスターウォーズ計画）が軍縮問題の焦点となるに

したが、かつて一九七二年に米ソ間で結ばれた無期限のA B M条約が想起されるようになってきた。これは、対ミサイル防衛システム制限条約のことである。米国は、自国が締結した無期限条約を忘却したか、あるいはそれを無視しているかのようだ。そこで、この条約の第五条を全部引用しておこう。「双方は海上発射、空中発射、宇宙発射、地上移動基地発射の対ミサイル防衛システム、あるいはその構成要素を建設、実験、配備しないことを約する」

すべて明解である。S D IはA B M条約に違反している。今日、この条約は、米国がスターウォーズ計画を実現する上での障害となっている。ゆえに、米の軍産複合体の利益代弁者であるワインバーガー国防長官は、「われわれはA B M条約を事実上破棄することを検討しなければならない」と本音を述べている。

ソ連はA B M条約を、米ソ間あるいはN A T Oとワルシャワ条約機構間の安全保障の土台と規定し、これを厳密に履行することを主張し、米国に対して手遅れにならないうちに宇宙軍事化計画の断念を呼び掛けている。理由は極めて簡単だ。宇宙軍拡競争が始まってしまえば地上での軍縮は無意味と化してしまいかねないからだ。

それに、ソ連側の発想では、米国が膨大な資金を注ぎ込んでS D Iを実現したとしても、その弱点を考慮した後で有効な対抗措置を講ずるソ連側のほうが経済的にはるかに有利となる、ということである。軍拡競争を押し付けることで社会主義ソ連邦を経済的に破綻させようとするアメリカの目論見は、そのうちブーメランとなって当のアメリカに帰ってくるだろう。今や債務大国となりつつある米国にとって、これは決して空想上の危険ではない。

#### ジュネーブに期待できるか？

率直に言って、期待できるかできないかはアメリカの態度いかんである。ということとは、あまり期待できないということになる。しかし、国際世論があらかじめそのような見方に傾くのは、犯罪行為に等しい。なぜなら、それこそ帝国主義反動の思う壺だからだ。したがってわれわれは、最後まで希望と要求を放棄してはならない。これはわれわれの最低の責務である。

とは言え、気になることがもう一つある。一月一〇日発売の「ワールドニュース」アンド「レポート」誌へのインタビュの中で、レーガン大統領は、ソ連書記長との継続的会談を行う必要を認めるような発言をしているからである。素直に考えると、これはもちろん良いことである。が、この発言は、最初から今回の米ソ首脳会談に対してレーガンが大きな成果をもたらす用意を持ち合わせていないことを示しているのではないだろうか？一度目で大きな原則的合意を達成する政治的意志の欠如を隠蔽するために、始まる前から会談の継続を持ち出しているのではあるまいか？このように、悲観的な材料は少くない。

しかし、政治家は悲観主義者となる権利を持ち合わせていないはずだ。合意のためのあらゆるチャンスを生かさねばならない。対話復活、科学・技術協力、宇宙共同開発、経済・貿易関係拡大、文化交流、人的交流、航空運輸関係の復活、資源・エネルギー協力、さらには第三世界援助、中東和平への協力などで基本的合意に達することは可能だし、なさねばならぬ最低限である。これがうまくいけば、会談継続は有益なこととして期待しても良からう。しかし、あくまで忘れてはならないことは、今回の米ソ首脳会談に寄せる世界の期待はまさに軍縮合意の達成にあるという点である。デタントへの復帰である。この基調が明確に押し出されるかどうか成否の境目だろう。しかも、失敗は許されない。

## 民営化から半年、NTT労働者はいま

— 強まる職場支配に不満も増大 —

### 事業本部制「導入」、そして「意識改革」

「行革」攻撃が全生活領域を襲っている。しかし、「第二臨調」「行革」にもとづいた独占資本と電電資本の「民営化」攻撃に対して、全電通労組が「分離・分割反対・民営化賛成」と資本の「民営化」攻撃に屈伏をし、労資一体で、今年の四月一日以降「民営化」攻撃を強行してきている職場の実態からしても、いかに、「分割反対・民営化賛成」という考え方と、その取り組みが間違いで、反労働者的であることが一目瞭然である。

四月一日に「民営化」された以降こんにちにおいて、電電（NTT）の経営改革として、「事業本部制」という経営形態の導入を進めてきている。この「事業本部制」は、すでに「経営の効率化」「競争体制の確立（経営組織の活性化）」ということで、東芝など電機資本をはじめ多くの民間企業に導入されているが、この経営改革こそが、真藤総裁のいう「九万人首切り合理化」である。それは、各事業本部ごとに競争をさせ、収支率の悪い職場を廃局して、「余剰人員」をつくりだして、出向・配転による首切りをしていこうというものである。すでに、東京の東京保全工事事務所（全国の保全工事事務所も同じ）では、職転の希望調査がおこなわれ、三分の一の労働者が職転しても働き続けることができない（新技術に対応できない）ということによって職転先がなく、余剰人員となる状況が出てきている。

### ASK活動

この「事業本部制」の導入に向けての攻撃として強行してきたのが「競争体制の確立」という大義名分のもとで進めてきた「労働者の意識変革」の攻撃である。その攻撃の内容の第一は、ASK活動である。ASK活動というのは、ASKのAは作業の安全性、Sはお客への対応、Kは投資の効率化を表し、すでに、民間企業でやられている「小集団活動II TQC」である。これは、ASK活動推進担当者会議をもち、職場の係長、主任などの末端の職制を組織して、自主的小集団活動として組織をしてきているものである。この活動が始まってから、約二年になり、全国的に約二万グループが組織されている。その内容は各職場によってマチマチで、交通事故や労働災害の多い線路宅内、機械などの職場では、毎日、勤務時間中に三〇分～一時間の時間をとって、交通事故例や労働災害の例をテキストにして、中心にならしている職制が、一人ひとりに対して事故の原因は何か、どうしたら事故を防げるかなどをいわせて、討論をさせようとしてきている。そして、事故の原因は企業の責任ではなく、あくまでも、個人の不注意に討論を誘導しようとしてきている。そして同時に、たとえば、長期のけいわん羅病者に対して、「けいわん症の原因は企業にあるという考え方は、民営化になってからは企業に責任がないと変わったんだ」「時間内に治療にいつているが、毎日のように治療にいく必要はないのでは」などと、職場の労働者に攻撃をかけている。

また、事務・管理部門の職場では、どうしたら経費を効率的に使えるか、どこにムダがあるかということで、意見、考えを出させて、リコピー用紙の節約、事務用品の節約、蛍光灯を消すなどの経費節減の討論をさせ、民間企業になったのだから、コスト意識をもたないとダメだという考え方を強調してきている。

## MI活動

第二はMI活動である。これは主として管理、事務部門の合理化で、全国的に「紙べらし」調査、報告類の整理、削減、あるいは文書、ファイル類の整理であり、毎日三時間以上の超勤や休日出勤が強要された。このように、実際に管理、事務部門の労働者に、MI活動を経験をさせる中で、電電公社時代の仕事のやり方を徹底的に洗い直させて、管理者からの指示がなければ動かないという「指示待ち」から「自分の仕事とは何か」を考える意識変革をさせてきている。

## 強まる職場支配

このように「他社との競争体制に打ち勝たなければ雇用は守れない」「競争に勝たなければ賃金は切り下げられる」「コスト意識を持つ」という思想攻撃のもとで、全国的に各総支社で販売目標を決めて、第二次、第三次お客さまキャンペーン、通信機器販売を職場の全労働者にやらせてきている。たとえば、電電関東総支社の六〇年度の事業計画では、ネットワーク営業社員一人あたり年間売上増七七七万円（スリーセブン）、通信機器売り切りの強化として、外販担当者（外に出て販売）一人あたり売上目標四〇〇万円（一カ月）という販売目標を決めて、職制を中心に、朝、夜とサービス超勤で販売活動に全力を上げてきている。

とくに、新電話・通信機器を専門的に販売をする職場では、一カ月に二、三廃休（三日の休日出勤）、三〇時間以上の超勤での販売活動を強制されてきている。そして、労働者の「トイレがない。昼食をとったり休む所がない中で行かせるのは問題」「今でさえ、要員不足で労働強化になぜ行かせるのか、職場の労働条件を改善することが先決だ」「子供を保育園に預けている実態なのに、行くとなれば子供のことをどうしてくれる」などの意見や抵抗に対して、電電資本は、「全電通も認めている、トイレや休憩は喫茶店で処理すればいい」「子供のことは電電には関係ないこと。働き続けたかったら、子供を引き取ってきてからやればいい」などと労働者の要求をいっさい無視して強制をしてくている。あるいは人減らし・保守・管理費を減らす運動として、メンテナンスコストという勤務時間・作業時間管理を強制し、作業準備時間、手すき時間を剥奪して、作業準備時間をサービス超勤でやらせてきている。そして、職場の活動家に対して、「民営化にともなう人事異動」と称して、あるいは「地元に戻す」ということで、強制配置転換攻撃をかけてきている。あるいは、「係長にしてやるし、将来展望のある職場に配置転換させよう」という攻撃をかけ、それを拒否し抵抗をしたら、今度は主任から降ろす」という脅しを連日かけてきている。

あるいは、経費の節約と効率化ということで、社宅の値上げ、日当の見直し、タクシー利用の廃止、レク日数の大幅削減、臨時雇用者の首切り、賃金の銀行振込など、諸権利の剥奪と賃金の切り下げ攻撃を強化してきている。

## 続発する自殺、事故

このような職場の非人間的で、無権利の状態がつくり出される中で、「うわさは消せない、次は誰を血祭りにするのだ」と遺書を残して自殺（東京料金局）した仲間をはじめ、「過労から無熱性肺炎をおこして死亡」「帰宅中自転車に乗って心臓発作をおこし落車して死亡」「民営化以降、職場が変わる中で、疲れたといって、マンションから飛びおり自殺」「鉄道に飛び込み自殺」（神奈川）、あるいは、ノイローゼの激発、交通事故、転落事故などで生命が奪われてきている。そして、職場では、「首切りになる前に殺される」といわれはじめ、通信病院の医師さえも「民営化以降、原因のわからない病気が増えてい



る、いかげんにしてくれ」といわざるをえないぐらいである。

このような「民営化」攻撃の中で、東京のある局では、五六歳以上の労働者が今の職場では働き続けられないとして、九九〇名以上、退職を余儀なくされてきている。

### 反撃の条件も拡大

こうした職場実態の中で、全電通労組は、山岸委員長に代表されるように「血へどをほいても生産性の向上」と、電電資本の「民営化」攻撃に全面的に忠誠をつくし、協力を示してきた。このような労資一体の攻撃の中で、たしかにアキラメ、組合離れも出てきているが、他方では「民営化はこんなはずではなかった。民営化になれば賃金も上がり、労働条件も良くなると思ったが、何が残ったかと言えば、労働強化と賃金の切り下げだ」「昼休みに仕事をやれというなら、代替えの休み時間と手当をよこせ」「年休や生休が自由にとれる要員配置をしろ」などと不満、怒りを表に出し、抵抗・反撃がはじめられてきている。

その反映もあり、全電通労組の全国大会以降の各種大会でも、全国的に、共通して、本来ならば、全電通労組に忠実な代議員から、「労働組合としてどこまで経営に踏み込むのか、経営参加といっても何をどうすれば良いのか、会社との一線を画すのはどこか不明確で、会社の権利侵害の中で判断に迷っている」(千葉)、「労資関係のことだが、競争へ競争へとい、会社はキャンペーンに追いついてる。職場ではもめている、組合が組合民主主義を破壊するのではうまくない」(東北地本)をはじめ多くの不満、怒りの意見が出されてきている。そして、職場労働者の不満・怒り、全電通労組離れが増大する中で全電通労組の地方委員長・書記長会議でも、公表はされていないが、本部自身が「組織そのものが崩れはじめてきている、なんとかしなければ」という危機感を強めてきている。

また、今年の全国大会をはじめ各種機関の大会・役員選挙で、日常的に電電資本の攻撃に抵抗し続けている活動家に対する支持票が増大し、当選を勝ち取る分会・職場も拡大している。まさに、「分割反対・民営化賛成」という路線は、職場の労働者からみれば、首切りを認め、労働強化による生命と権利の剥奪そのものであり、破綻をしているといえるし、同時に、原則にたった反合理化闘争路線を職場の労働者が求めてきていることを明らかにしている。

### ◇ 読者からのおたより ◇

「新宣言」の学習を高槻(大阪)でも、社会党の府本部書記長を呼んで開きました。完全な居直りで、考える意見はすれちがいです。「その意見も正しいが、新宣言はこの考え方でいきます」と。「新党結成」の考え方は「左」翼小児病でしょうか。(大阪・I)

いつも読んでいて、いろいろな状況がわかります。これからよろしく願います。

(茨木・F)

編集部より―ぜひFさんも考えていることを報告下さい。

日頃、貴誌の明確な指摘、論調におおいに助けられている読者の一人です。さて、今秋は国鉄の「分割・民営化」粉砕闘争、「地方行革大綱」にもられた自治体合理化反対闘争等や社会党「新宣言」(草案)粉砕、「道」擁護のたたかいが目白押しです。資本やその手先きにあやつられる党・労組の「ダラ幹」「右派幹部」どもに「なめられない」左派のたたかいが重要となるでしょう。なかなかすすまない組織化に「いらだち」や「あきらめ」も頭をもたげますが。

(東京・M)

編集部より―それだけに私たちが方針をもってたたかうことが重要です。

## ■資料■

## 三池闘争の新局面

福田徹（権利問題研究会代表）

## 一 C O裁判闘争崩壊から脱出した——九・一と一〇・七

## 九・一集会——三池闘争主体の総崩れを阻止

三池C O裁判をめぐる、八五年一月に裁判所が「和解意思の有無の打診」をしてから、三池現地は大揺れに揺れた。あぐくの果てに、三池C O裁判提起の大義を貫こうと願った原告ら三〇名は、「ともかく和解を」と多数決で決めた三池C O原告団から除籍された。三池労組執行部は、これら三〇名に対する一切の支援も助力もしないと決定した。三池C O裁判闘争の筋をまもって闘い抜こうとする者は少数グループとして孤立し、放り出された。三池C O裁判はまさに崩壊の危機に直面し、三池労働運動は惨たんたる末路をみずからえらばうとするかに見えた。この間の認識は、四者（八・一二）共同声明にくわしい（本誌二七九号、資料参照）。四者の一人として、私は今日に至って声明で指摘した事態の本質をめぐる認識の正しさをいよいよ確信している。

日本における働く者の権利闘争を反独占・反合理化・反自民・権利確立の見地に立って進めようとするわれわれとしては、まず第一に、三池現場で働く者の大義をまもり抜こうとする者を孤立させてはならなかった。重症患者らを中心に人間として人間らしく生き抜こうとする切実な地底の声を絶えさせてはならなかった。三池に闘う者の孤立、崩壊を許さぬ思いがどんなに全国に底流し、危機にあたってどんなに鋭い声となり迅速に奔騰するかを示さなければならなかった。九・一集会は、まさにこれを示し三池現場に闘い抜こうとする担い手をげまし、三池C O闘争の主体を再建する展望をつくり出した。

## 一〇・七——三池C O訴訟、最後の岐路へ

三池労組の支援停止と連動して佐伯弁護士団が「辞任」した。「時効の壁」の衝撃にゆらいだ遺族グループを中心とする「和解」派に対し、原告三〇名（死去した原告を承継した者をふくめ三八名）はまさに棄て去られ、自分たちの立場しか考えぬ「訴訟」派として中傷誹謗にさらされた。

石原さんでもいい、清水さんでもいい、誰にしても原告の罹患状況をただの一度でも見た者なら、どんなに意見がちがい思想信条のちがう者でも、こんな非人間的な非難に和する者はいないだろう。

けれども、何よりも一〇月七日の第五九回弁論期日をめぐる経過は、「訴訟」派原告団が働く者の大義を守り貫くかまえ、働く者すべての立場を見わたすかまえをどんなに堅持し抜いているかを天下に示し、すべての中傷誹謗にとどめを刺したといわなくてはならない。

八月二〇日、あらたに新原告団（沖克太郎団長、三八名）を結成した原告、家族らは、緊急に代理人を受任した私をふくむ共同声明参加の四者ら有志との十分な意思統一をふまえて一〇・七——私が受任してから最初の裁判期日——にのぞんだ。

われわれ「新原告団」の基本態度はこうだ。第一に、三池C O災害は人災であり三井鉱山資本の責任である。この基調は判決手続を進めるにせよ和解手続をやるにせよ貫かれなくてはならない。第二に、患者、遺族それぞれに、患者とその家族について人間らしい生

存の保障、遺族原告について死者の坑底に遺した痛恨と遺された者の無念へのつぐないの保障がなくてはならない。第三に、以上の前提を踏まえるかぎり、判決手続か和解手続かは第二義的な問題である。

これらの原則は、すでに私が代理人を受任した日（八・五）の記者会見で私自身から表明したことであった。その時、私はこうも言った。原告団内部の分裂、あろうことか闘争の伝統を持つと信じられていた三池労働運動内部の分裂は残念だ、働く者内部の努力で克服されなければならぬことだ、と。

一〇月七日、福岡地裁の谷水裁判長は、原告団双方の代理人を招き、和解手続をのぞむにあたっての原告団両派の態度、とくに和解条件をめぐる調整をあっせんしたいと勧告した。われわれは、これに対し、われわれの三つの基本原則を再確認しつつ、CO被災者をめぐる諸協定、諸保障の確保充実、被告会社の災害発生責任の明示が和解の大前提であることを明らかにしつつ裁判所の勧告に応じ、調整の場に誠意をもってのぞむこととした。その理由は、こうである。

第一に、こうした原告団内部の調整努力は、元來は働く者内部でやるべきことだが、三池CO原告団と三池労組の執行部は無記名投票などのやり方で内部対立と尖鋭化させた。無記名投票直前、互いの立場を思いやりながら涙とともに語り合った時点で立ち戻るべく、彼らの反省を求めた私たちの願いにかかわらず、ついにこうした場を作り出す動きが見られなかった。裁判所の関与、仲介のもとに調整を検討し合うことは、次善の策として有意義のものとは判断した。

第二に、われわれは原告団除籍決定以来の断絶にもかかわらず、「和解」派原告団、とりわけその多数を占める遺族の立場を忘れたことはなかった。患者の立場も立ち遺族の立場も立ち、ともどもに二〇年をこえる三池CO裁判闘争の有終の美をかざることを願って来た。しかしその遺族たちを中心とする「和解」派原告団とわれわれとの間に「和解」をめぐる態度、「和解条件」をめぐってどう違い、どう同じなのか、「和解」派原告団や三池労組の指導部が「和解条件」に関し何らの具体的見解を示さないなかで何の議論も深められぬままに推移した。被告会社——三井鉱山資本——に原告側が分裂しているから和解手続にのることはむずかしいと言わせて来た。「訴訟」派がかってなことを言うから出来るべき和解も出来ないのだとの中傷も聞いた。本当にそうか。すべては、こうした調整手続の場になかで明らかにされ混乱の克服、あるべき訴訟、あるべき和解——われわれの言うて来た「勝ちの和解」さらにあるべき闘争の展望のいとぐちを得られるのではないか。

### 一〇・七を過ぎた三池CO訴訟の局面

一〇・七を経て、三池CO裁判闘争の局面を整理すると、次のようになる。

第一に、被告会社——三井鉱山資本——は、原告団の分裂を口実に和解手続への対応をあまりにしつづけて来たが、もはや、こうした口実は許されなくなった。それでもなお前に向かぬなら、和解手続決裂の全責任は、あげて三井鉱山資本に帰するというほかはない。

第二に、「和解」派原告団、三池労働執行部は裁判長の勧告をうけて、労使間「和解」手続の前段としての原告両派の調整に応じ、きちんとした和解に関する態度、和解条件をめぐる姿勢、内容を示すべきであらう。

なぜなら、第一に、それが「和解」派といわれるほどに和解の推進をはかって来た立場から見ても当然だからである。「和解」派は、「訴訟」派の存在で被告会社に分裂和解は

困るといふ口実を与えていると危惧していたようだ。この調整は、その危惧を解消する好機となるはずだからである。

第三に、三池労組執行部も最近の見解表明で「勝ちの和解」をめざしていると言っている。もしそうなら、この調整の中で「勝ちの和解」の条件を確かめ合い、統一して真の「勝ちの和解」を推進できるはずだ。その可能性を三池労組執行部らは働く大衆の前に具体的に示さなくてはならない。

けれども、事態はCO災害をめぐる本質を反映しつつ依然としてきびしい。三池CO裁判闘争をめぐる事態の基本に変化はない。

被告会社——つまり三井鉱山資本——の態度ももちろんだが、三池労組にしても、四者共同声明に対する事実無恨の中傷など信義を欠く対応が見られ、一〇・七についても、田口書記長は、裁判所が原告両派の調整を勧告したことを聞いて「一緒に和解のテーブルにつくことはない。感情的な問題もあり、組合の機関決定をかけた経過もある。今のところ拒否派と話し合うつもりもない」と言ったという（西日本新聞、一〇・八朝刊）。

いずれにしても、三池CO裁判闘争をめぐる新原告団三八人の基調は一貫している。われわれは、判決であれ和解であれ、なすべきことはなさなくてはならない。それゆえ、われわれは、いずれの事態にも対応しようよう弁護団の拡大強化を進めている。和戦両様のかまえがあってはじめて、正しい裁判闘争、正しい和解手続が進められるのだ。

## 二 三池闘争、現段階の課題は何か

三池でなぜこんなことが起きたかを考えよう

いずれにせよ、CO裁判闘争の致命的崩壊を予測させた緊急非常の事態から、ともかくも脱出した。でもだからといって、われわれは安堵し立ちどまっているわけにはいかない。すでに言ったとおり、三池CO問題をめぐる基本的状況、すなわち深刻な権利破壊の事態がつづき、これときちんと——反独占、反合理化、権利確立の視点に立ち抜いて——闘うべき権利闘争の体制はきわめて不十分と言わなくてはならない。

そうであってみれば、われわれ——現段階の三池闘争、とりわけ差し迫って三池CO闘争をめぐる、日本に働く者の権利闘争の展開に責任をもとうとする者——は、どう考えどう努力するべきか、むしろ本格的課題にともどもに直面しているといわなくてはならない。

どこに行っても働く仲間たちから「三池でなぜこんな事態が起きたのか」と聞かれる。われわれは、これをしっかり考えなくてはならないだろう。一九六〇年に至る三池闘争にない抜いた三池労働運動は、日本のみならず内外にわたる働く者の立場に立ち抜く権利闘争の壮大な模範とされて来た。三池争議「敗北」ののちも「長期抵抗・大衆闘争路線」を運動の基軸にすえて炭鉱分野の減量再編成合理化攻撃に対決する権利闘争の誠実かつ模範的な実践者とされて来たのではなかったか。

その三池労働運動の重要な闘争局面たる三池CO裁判闘争をめぐる、「和解意思の無い打診」を引き金にするように戦略的崩壊を思わせる混乱、分裂の嵐が一時におそいかかったのはどういうわけか。この疑問に三池現地も全国の仲間もともどもに直面し、ともどもに率直に——三池「で」考える視点に立って——まなび合う義務がある。このまなび合いの中から、三池闘争のこれからの正しい展望が生まれ出ることとなるう。

病気を直すには病気の原因を正しくとらえ、原因に即した治療をやるほかはないのだ。

三池の栄光は、過ぎた三池争議に至る経過によってのみ支えられるのではない。その後における量的後退——現在の段階で三池労組二九五人、三池新労約三千人——にもかかわらずどんな質的水準の権利闘争を展開できたか展開できなかったか、多くの矛盾、挫折、失敗にどう率直にまなびつつ働く者の権利闘争推進に向かっている三池としての復元力を示して来たか。これらによっても三池の栄光が示されなくてはならぬと考えるがどうだろうか。そうであってこそ、三池の仲間たちは、当面の事態を主体的に克服して輝ける三池闘争の明日の局面をつくり出すことが出来るだろうと、私は信じている。全国の仲間たちは、三池「で」考え、三池とともにたたかう視点に徹しつつ、至急に三池学習をおこさなくてはならない。

### 三池現地の闘争づくり、主体づくりを

どんな権利闘争も、権利侵害現地で侵害された働く者の闘争の取りくみを軸として展開させるほかはない。

低成長段階における長期権利闘争の典型であり模範というべき昭電千葉闘争は、単に一〇年に及ぶ裁判闘争を分裂もなく挫折もなく闘い抜いて来たことだけで評価されるのではない。労働組合を会社派にのっとられていてもなお、職場内部に三割をこえる支持層を持ち、職場の表のたてまえでは少数派でも実質は多数派としての力量を職場と地域に——社宅をふくめ——保ちつづけ得た努力によって評価されている。

三池でいえば、三池労組が今や三〇〇人を割ったということだけで、その力量の低下を論ずるのはまちがっている。そうしたきびしい状況の中で、三池労組はどんな職場闘争、地域闘争をどんなかまえて展開して来たのだろうか。どのようにして闘争局面をとらえて大衆民主主義の確立と徹底をはかり、労働者、家族の一人ひとりがどのように——CO裁判闘争にせよ、他の多くの権利課題にせよ——闘う主体としての努力を積み重ねて来たか、努力しようとしているかが、問われている。この問にまず答えるべき立場にいるのは、三池の仲間自身であるにちがいない。今回の混乱をもう一つの学習素材にしながら、三池労働運動の輝けるにない手たちは、立ち直り、立ちあがり前進しなくてはならない。この展望を至急に現実化し具体化することが、今三池に問われ、共闘をねがうわれわれがともどもに追求すべき課題といえよう。

### 反独占、反合理化の見地に立つすべての権利闘争現場との共闘をめざそう

三池CO共闘の実現と推進、ひろがりをも、私はかねて呼びかけている。緊急非常の事態をとにかくも脱した今、こうした共闘のあり方、視点をめぐって、しっかりした意思統一がなされなければならない。三池「で」考えるどんな学習も、「なぜこうなったか」を考えるだけの評論家的なものであってはならない。そもそも、三池「で」考えるというのは、三池「を」考える視点とはちがう。みずからの権利実践の素材として三池を考える視点を堅持する以上は、評論家的態度をとりうる余裕などないはずだ。「われわれはどうするべきか、どうあるべきか」が絶えず徹頭徹尾問われている。

三池CO共闘はどうあるべきか、どう築きあげられるべきか。これを考えるにあたっての若干の見地を——既に自明の理かも知れないが、念のために——あげておこう。

第一に、三池CO共闘は、三池「支援」ではなく、まして三池「救助」ではない。三池現地がひとりでは何も出来ぬから、何も取りくみも出来ず三池に働く者みずからの闘争体制もとれないから、とにかく気の毒なので助けてやろう、などという視点があってはなら

ぬ。そんなかまえば、三池労働運動史上もあってはならないし、三池現地で頑張り抜く原告団やその家族——かあちゃんたち——も認めないだろう。全国、全分野でひとしく共通に独占資本——低成長路線にもとづく減量再編成合理化——の戦略的攻撃にさらされている働く仲間の権利闘争をめぐる統一的闘争の中での共同行動でなくてはならない。資金カンパも、そうした統一的闘争展開の中の支え合いとしての取りくみでなくてはならないはずだ。

そうである以上、第二に、三池CO共闘は、全国各地の権利闘争をめぐるつくり展開されてきた多くの共闘運動と互いに交流し合い、互いにまなび合う努力が大切だろう。かつて、一九六〇年代——全般的には高度成長期といわれた段階——にあって、資本の本質を鮮烈に示す減量再編成合理化の苛烈な攻勢に直面したのは、炭鉱切り捨て合理化の矢面——というより突破口——と位置づけられた三池であった。今や、どの職場もが、三池なみの攻撃をうけるに至っている。独占資本の非人間的な本質の認識、権利破壊工作の戦術と戦術、これに対する働く者の側のとりのあり方をめぐって、権利実践交流の条件は——むしろ独占資本の策動のろこつ化の中で——熟して来ているといえよう。

むしろ三池の闘争現場の仲間たち、その家族たちがそが率直に素朴に交流し合いまなび合い、「共」闘づくりを切望していることを、私はここ三ヶ月来の共同努力のなかであらためて知った。ときどき諸闘争の上に三池闘争を置くような性格化をする動きが見られるが、それは、こうした三池現地の仲間たちの真意にも反している。

他方で、三池の栄光をうけつぐはずの三池労組の組織決定に反したかたちの「訴訟」派だから共闘に取り組めないなどという「三池の栄光」を逆手にとったような現実無視——あるいは現実逃避——の態度も強く批判され克服されなければならない。

三池CO共闘は、いうまでもないことながら、三池CO闘争に共闘課題をしぼりつつ発足し、展開されることになる。その展開の中で、全国の多くの権利闘争実践と結合し、下からの壮大な権利共闘づくりの一つの礎となることだろう。三池CO災害から二二年、CO裁判闘争一二年を経過した。すみやかに、しかしながら以上に指摘した論点をしっかりと認識したとりの積み上げを切に期待したい。そこから、CO闘争の戦略的展望が確立され、さらには現段階的な三池闘争の展望が引き出され、内外の働く仲間たちのあらたな導水路の照明が輝くにちがいない。

三池CO共闘の建設は、まさにこれからである。その正しい建設を実現し、その闘争の正しい展開を開始するために、今こそ三池「で」まなぶ視点を確立した学習を呼びかけてやまない。

(あとがき)

一〇月三十一日になって、被告三井鉱山側は福岡地裁に対し「和解の席につく」と表明した。これをうけ、谷水裁判長は、十一月七日の期日から、和解条件をめぐる原告団両者間のあせんなど和解手続をはじめると、関係者に連絡した。

けれども、三井鉱山側は、裁判所における交渉以前に労組執行部との協議交渉を先行させ、既成事実をつくろうとする思惑とも伝えられ、三池CO裁判をめぐる矛盾、対立は、むしろ露呈し深刻化する様相を呈している。

こうしてわが新原告団側は、同じ一〇月三十一日、福岡で五名より成る弁護士団の編成を確認し、あらたな闘争体制を改めてとのえた（東京から福田徹、加藤晋介、福岡から津留雅昭、大神周一、牟田哲郎の各弁護士。弁護士団長は福田である）。

(権利問題研究会「権利闘争」一一月より転載)

連載 『資本論』第一巻を読む 15

## 単純な価値形態（八）

第一章第三節（第七五〜七九パラグラフ）

アリストテレスの分析とその限界

〔75〕さてここであげた等価形態の第二、第三の特性、すなわち「具体的有用労働が抽象的人間労働の現象形態となる」こと、および「私的労働が直接的な社会的な労働となる」ことについては、偉大なギリシアの哲学者アリストテレス（紀元前三八四―三二二年）のいっていることを読んでみると、大いに参考になるう。

\* 〔一〕内は、パラグラフ番号。〔75〕は岩波文庫第一分冊一〇九頁、六行目から。

〔76〕彼は『ニコマコス倫理学』第五卷「正義」の第五章において、交易における正義の問題を論じてこう述べている（なお『経済学批判』第二章にはこれと同じ内容の註が出版をこの書の第八章として付されているが、これはベッカー編のプロシア・アカデミー版の章の分けかたが異なるためである）。

マルクスがわかりやすいようばらばらにして引用している部分は、全体としてもそう長くはないから、参考のためそっくり引用することにしよう。

（あらゆるものに価格を付しておけば）「交易は常に可能となるのであり、しかるに交易あって共同関係はあるのである。かくして貨幣はいわば尺度として、すべてを通約的とすることによって均等化する。事実、交易なくしては共同関係はないのであるが、交易は均等性なしには成立せず、均等性は通約性なしには存在しない。もとより、かくも著しい差異のあるいろいろのものが通約的になるということは、ほんとうは不可能なのであるが、需要ということへの関係から充分に可能になる。その際、すなわち、何らか単一なものの存在することを要するのであって、このものは協定に基づく。ノミスマ（「人為的」の派生語で貨幣のこと―引用者）という名称のある所以である。このものがすなわちすべてを通約的たらしめる。あらゆるものが貨幣によって計量されるのである。Aは家屋、Bは一〇ムナ、Cは寝台。いま家が五ムナに値するならば、つまり五ムナと等しいならば、AはBの二分の一。また、寝台すなわちCはBの一〇分の一。この場合、幾台の寝台が一軒の家屋に等しいかは明らかである。すなわち五台。貨幣の存在以前においては交易はかくのごとく行なわれたものなることは明らかである。事実、五台の寝台が一軒の家屋に替えられるということと、五台の寝台が一軒の家に値するということの間には全く差異がないのである。」（岩波文庫版、上巻一八九―一九〇頁。高田三郎氏の訳文のままとし『資本論』と訳語を統一しなかった。傍線部がマルクスの引用している箇所）

アリストテレスは今日の意味での経済学のなかった時代に、この書のなかで正義を論ずる一部として正しい交易（交換）について考察して、経済学でいう価値形態にまで言及することになったわけである。

〔77〕この箇所ではアリストテレスは、単に家の価値を寝台（しとね）で表現することが、貨幣表現とまったく同じことであるという現象面を論ずるだけでなく、その背後の価値

形態の質的分析を行なおうとしている。というのは、彼は二つの商品の本質に通約性（等一性）がなければ、量的に比較しえないはずであることを指摘しているからである。その点で量的側面しか見なかった一九世紀の経済学者ペイリー（44）、（65）（参照）にくらべ、彼は二〇〇年以上も昔にはるかに正しく問題にアプローチしていた。

ところが、それにもかかわらずアリストテレスはそこから先に進めなかった。どうしても家と寝台に等しい質を見いだすことができなかったのである。そこで彼はそれ自体で通約しえないものが、人間が必要に迫られ、協定して人為的につくった貨幣によって通約されることになる」と解釈したのであった。

〔78〕こうしてアリストテレスは、自分の分析がどこでつまずいたかについても語っていないことになる。彼は家一軒と寝台五台の両者に共通するものはないという。しかし、その共通の実態こそが価値であり、それを形成するのは人間労働なのである。

〔79〕価値表現においてA商品とB商品は使用価値が異なり、したがってそれをつくりだした具体的な労働の形態は異なるが、それを無視すれば両者は共に抽象的人間労働の凝結物である（11）（28）（参照）。商品生産社会、すなわち私的労働に基づく社会的分業が行なわれる社会では、各生産者が使用価値の異なるものをつくり、それが交換（ないし商品流通）によって社会的に配分される。その交換の比率を価値が決定する。

アリストテレスもマルクスの引用しているすぐ前の箇所では社会的分業と商品交換について述べている。「大工は靴工から靴工の所産を獲得し、それに対する報償として自分は靴工に自分の所産を給付しなくてはならない」「かような共同関係の生ずるのは二人の医者の間においてではなくして、医者と農夫のとの間においてであり、総じて異なった人々の間においてである」「交易さるべき事物がすべて何らかの仕方と比較可能たることを要するゆえんはそこにある」（前掲書、一八六一―一八七頁）。だが、そこまでいっていないがら彼は価値概念を見いだせなかった。

なぜであろうか。それはアリストテレスが生きていたギリシアの社会そのものに人間労働の一般性、同等性を考える社会的根拠が欠けていたからである。というのは、ギリシアの奴隷制社会にあつてはアリストテレスを含む自由市民ではなく、奴隷が生産の担い手であつたからだ。そのためいっさいの人間が平等であり、その労働を人間労働一般として抽象的に考えるということができなかったのである。

それができるためには、身分制を打ち破る近代市民（ブルジョアジー）の人間平等の觀念が国民の間に確信されるようになる必要があつた。つまり、資本主義社会になる必要があつたのである。

ただし、古代奴隷制社会でも価値は交換を規制するものとして、必ずしも完全にではないが働いていたといつていい。それはその時代の人間が発見できるかどうかにかかわらず、社会法則として客観的に存在していたのであつて、それゆえにこそ、それを研究する経済学が科学の一分野となりうるのである。

アリストテレスの天才は、彼が価値表現の前提に二商品の等一性があるはずだと考えた点に輝いている。彼がそれ以上分析を深めることができなかったのは彼の生きていた社会の歴史的限界のゆえであつた。

（神津 朝夫）